

第一条関係

改 正 後			改 正 前		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例		
別表 (第二条関係)			別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 9 4	(略)	(略)	1 ～ 9 4	(略)	(略)
	景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。）、埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十六条第一項及び第二項の規定による届出の受理 2 法第十六条第三項の規定による勧告 3 法第十六条第五項の規定による通知の受理 4 法第十六条第六項の規定による協議 5 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令 6 法第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知 7 法第十七条第六項の規定による措置及び公告 8 法第十七条第七項の規定による報告の徵	加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、		景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。）、埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十六条第一項及び第二項の規定による届出の受理 2 法第十六条第三項の規定による勧告 3 法第十六条第五項の規定による通知の受理 4 法第十六条第六項の規定による協議 5 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令 6 法第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知 7 法第十七条第六項の規定による措置及び公告 8 法第十七条第七項の規定による報告の徵	行田市、 加須市、本庄市、東松山市、狭山市、 羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、 入間市、桶川市、久喜市、北本市、 富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高市、吉川市、 ふじみ野市、白岡市、伊奈町、 三芳町、毛呂山町、越生町、

改 正 後				改 正 前			
9 5	<p>収及び立入検査</p> <p>9 法第十八条第二項の規定による期間の短縮</p> <p>10 条例第七条第二項ただし書及び第十条第一項の規定による認定</p> <p>11 条例第八条第一項及び第十三条第二項の規定による指導及び助言</p> <p>12 条例第八条第二項及び第十条第二項の規定による通知</p> <p>13 条例第九条第一項の規定による公表</p> <p>14 条例第九条第二項の規定による意見の機会の付与</p> <p>15 条例第十一条第二項の規定による意見の聴取</p> <p>16 条例第十二条の規定による報告の徴収</p> <p>17 1から16までに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町</p>		9 5	<p>収及び立入検査</p> <p>9 法第十八条第二項の規定による期間の短縮</p> <p>10 条例第七条第二項ただし書及び第十条第一項の規定による認定</p> <p>11 条例第八条第一項及び第十三条第二項の規定による指導及び助言</p> <p>12 条例第八条第二項及び第十条第二項の規定による通知</p> <p>13 条例第九条第一項の規定による公表</p> <p>14 条例第九条第二項の規定による意見の機会の付与</p> <p>15 条例第十一条第二項の規定による意見の聴取</p> <p>16 条例第十二条の規定による報告の徴収</p> <p>17 1から16までに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町</p>	
9 6 ～ 1 1 3	(略)	(略)		9 6 ～ 1 1 3	(略)	(略)	
1	一 (略)	(略)		1	一 (略)	(略)	
	二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第	さいたま市、川越市、川口市、越谷市			二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第	さいたま市、川越市、川口市、越谷市	

改 正 後			改 正 前		
1 4	<p>三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。)</u></p>		1 4	三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為	
1 1 5 ～ 1 1 7	(略)	(略)	1 1 5 ～ 1 1 7	(略)	(略)

第二条関係

改 正 後			改 正 前		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表 (第二条関係)			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 3 1	(略)	(略)	1 ～ 3 1	(略)	(略)
3 2	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。） 1～4 (略) 5 施行令 <u>第二十条第二項</u> の規定による報告 6～7 (略)	滑川町、吉見町、松伏町	3 2	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下この項において「施行令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。） 1～4 (略) 5 施行令 <u>第十九条第二項</u> の規定による報告 6～7 (略)	滑川町、吉見町、松伏町
3 3 ～ 4 7	(略)	(略)	3 3 ～ 4 7	(略)	(略)
4	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。）	各町村	4	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。）	各町村

改 正 後			改 正 前		
8	及び電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～4 (略) 5 施行令 <u>第九条第二項</u> の規定による報告 (1から3までの事務に係るものに限る。)		8	及び電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～4 (略) 5 施行令 <u>第五条第二項</u> の規定による報告 (1から3までの事務に係るものに限る。)	
4 9 ～ 5 9	(略)	(略)	4 9 ～ 5 9	(略)	(略)
6 0	一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～5 (略) 6 施行令 <u>第十六条第八項</u> の規定による報告 7 (略)	各市町村（さいたま市を除く。）	6 0	一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「施行令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～5 (略) 6 施行令 <u>第十三条第八項</u> の規定による報告 7 (略)	各市町村（さいたま市を除く。）
二・三 (略)	(略)	二・三 (略)	(略)	四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のう	滑川町、吉見
四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のう	滑川町、吉見	四 法、施行令及び施行規則に基づく事務のう	滑川町、吉見		

改 正 後			改 正 前		
	<p>ち、次に掲げるもの（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令<u>第十六条第八項</u>の規定による報告</p> <p>6 (略)</p>	町、松伏町		<p>ち、次に掲げるもの（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施行令<u>第十三条第八項</u>の規定による報告</p> <p>6 (略)</p>	町、松伏町
6 1 ～ 1 1 7	(略)	(略)	6 1 ～ 1 1 7	(略)	(略)

第三条関係

改 正 後			改 正 前		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例		
別表 (第二条関係)			別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 2 2	(略)	(略)	1 ～ 2 2	(略)	(略)
2 3	<p>一 (略)</p> <p>二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p><u>(電子申請等 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第二百五十一号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年埼玉県条例第十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。) に係るもの)を除く。)</u></p>	<p>各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）</p>	2 3	<p>一 (略)</p> <p>二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）</p>
1～3 (略)			1～3 (略)		

改 正 後			改 正 前		
2 4 ～ 2 8	(略)	(略)	2 4 ～ 2 8	(略)	(略)
2 9	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる土地の開発行為に係るものを除く。）</p> <p>1 法第十条の二第一項及び第二項の規定による許可</p> <p>2 法第十条の二第六項の規定による意見の聴取</p> <p>3 法第十条の三第一項の規定による命令</p> <p>4 法第十条の三第二項の規定による公表</p>	春日部市、上尾市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市	2 9	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる土地の開発行為に係るものを除く。）</p> <p>1 法第十条の二第一項及び第二項の規定による許可</p> <p>2 法第十条の二第六項の規定による意見の聴取</p> <p>3 法第十条の三の規定による命令 (新設)</p>	春日部市、上尾市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市
3 0	(略)	(略)	3 0	(略)	(略)
3 1	<p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～20 (略)</p>	川口市、 <u>行田</u> 市、加須市、深谷市、草加市、久喜市	3 1	<p>一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～20 (略)</p>	川口市、加須市、深谷市、草加市、久喜市
二・三	(略)	(略)	二・三	(略)	(略)
3 2 ～ 3	(略)	(略)	3 2 ～ 3	(略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
6	一～三 (略)	(略)	6	一～三 (略)	(略)
	四 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四 第三項第五号イ及び第六号並びに第六十三条 第三項第五号イ及び第六号の規定による認定 に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子 申請等に係るものを除く。)</u>	各市町村（上 欄に掲げる事 務で第一号の 事務の欄に掲 げる事務に係 る書類に係る ものについて は、同欄に対 応する市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）		四 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四 第三項第五号イ及び第六号並びに第六十三条 第三項第五号イ及び第六号の規定による認定 に係る書類の受理、送付その他の行為	各市町村（上 欄に掲げる事 務で第一号の 事務の欄に掲 げる事務に係 る書類に係る ものについて は、同欄に対 応する市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）
3 7	五 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四 第三項第七号イ及び第六十三条第三項第七号 イの規定による認定に係る書類の受理、送付 その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除 く。)</u>	各市町村（第 一号の市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）	3 7	五 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四 第三項第七号イ及び第六十三条第三項第七号 イの規定による認定に係る書類の受理、送付 その他の行為	各市町村（第 一号の市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）
	六 法に基づく事務のうち、法第三十一条の二 第二項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六 十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ の規定による認定に係る書類の受理、送付そ の他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除 く。)</u>	各市町村（上 欄に掲げる事 務で第一号の 事務の欄に掲 げる事務に係 る書類に係る ものについて は、同欄に対 応する市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）		六 法に基づく事務のうち、法第三十一条の二 第二項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六 十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ の規定による認定に係る書類の受理、送付そ の他の行為	各市町村（上 欄に掲げる事 務で第一号の 事務の欄に掲 げる事務に係 る書類に係る ものについて は、同欄に対 応する市町村 の欄に掲げる 市町村を除 く。）

改 正 後			改 正 前		
		の欄に掲げる市町村並びに長瀬町及び東秩父村を除く。)			の欄に掲げる市町村並びに長瀬町及び東秩父村を除く。)
3 8 ～ 4 6	(略)	(略)	3 8 ～ 4 6	(略)	(略)
4 7	一 (略) 二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第十五条第二項の規定により法第十二条市、所沢市、 第一項の許可を受けたものとみなされた宅地加須市、東松 造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの山市、春日部 に限る。) 1～9 (略)	熊谷市、行田 市、所沢市、 加須市、東松 山市、春日部 市、狭山市、 羽生市、深谷 市、上尾市、 草加市、蕨 市、戸田市、 入間市、久喜 市、三郷市、 坂戸市、吉川 市、三芳町、 毛呂山町、小 川町、 <u>宮代</u> <u>町</u> 、松伏町	4 7	一 (略) 二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第十五条第二項の規定により法第十二条市、所沢市、 第一項の許可を受けたものとみなされた宅地加須市、東松 造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの山市、春日部 に限る。) 1～9 (略)	熊谷市、行田 市、所沢市、 加須市、東松 山市、春日部 市、狭山市、 羽生市、深谷 市、上尾市、 草加市、蕨 市、戸田市、 入間市、久喜 市、三郷市、 坂戸市、吉川 市、三芳町、 毛呂山町、小 川町、松伏町
4	(略)	(略)	4	(略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
8 ～ 6 1			8 ～ 6 1		
	一～七 (略) 八 法及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「施行規則」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u>	(略) 越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町		一～七 (略) 八 法及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「施行規則」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為	(略) 越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
6 2	九 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u>	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町	6 2	九 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町

改 正 後			改 正 前		
	十 法に基づく事務のうち、法第六十五条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付 その他の行為 <u>(電子申請等に係るもの除く。)</u>	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町、寄居町		十 法に基づく事務のうち、法第六十五条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付 その他の行為	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町、寄居町
6 3 ～ 9 3	(略)	(略)	6 3 ～ 9 3	(略)	(略)
9 4	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるものに限り、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るもの）を除く。） 1～17 (略)	熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、伊奈町、宮代町、松伏町	9 4	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるものに限り、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るもの）を除く。） 1～17 (略)	熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、松伏町
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
5 ～ 1 0 6			5 ～ 1 0 6		
1 0 7	<p>一～四 (略)</p> <p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u></p> <p>2 1に掲げるもののほか法の施行に係る規則の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものに係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u></p>	<p>(略)</p> <p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第三号、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 1に掲げるもののほか法の施行に係る規則の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>(略)</p> <p>各市町村（上欄に掲げる事務で前三号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>	
1 0 8 ～	(略)	(略)	1 0 8 ～	(略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
1 1 1			1 1 1		
1 1 2	<p>一 (略)</p> <p>二 条例に基づく事務のうち、条例第十六条の規定による届出に係る書類の受理、送付 その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u></p>	(略)	<p>1 1 2</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例に基づく事務のうち、条例第十六条の規定による届出に係る書類の受理、送付 その他の行為</p>	(略)	(略)
1 1 3	(略)	(略)	1 1 3	(略)	(略)
1	<p>一 (略)</p> <p>二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、</p>	さいたま市、川越市、川口市、越谷市	1 1	(略)	さいたま市、川越市、川口市、越谷市

改 正 後			改 正 前		
1 4	送付その他の行為（電子申請等に係るもの を除く。）		4	送付その他の行為（電子申請等 <u>情報通信 技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> <u>（平成十四年法律第百五十一号）第六条第 一項の規定により同項に規定する電子情報 処理組織を使用して行う同法第三条第八号</u> <u>に規定する申請等又は埼玉県行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する条例</u> <u>（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条 第一項の規定により同項に規定する電子情 報処理組織を使用して行う同条例第二条第 八号に規定する申請等をいう。）に係るも のを除く。）</u>	
1 1 5	一 (略) 二 条例に基づく事務のうち、条例第十条の 規定による認定に係る書類の受理、送付そ の他の行為 <u>（電子申請等に係るもの）を除 く。）</u>	(略) 各市町村 (上欄に掲 げる事務で 前号の事務 の欄に掲げ る事務に係 る書類に係 るものにつ いては、同 欄に対応す る市町村の 欄に掲げる 市町村を除 く。)	1 1 5	一 (略) 二 条例に基づく事務のうち、条例第十条の 規定による認定に係る書類の受理、送付そ の他の行為 各市町村 (上欄に掲 げる事務で 前号の事務 の欄に掲げ る事務に係 る書類に係 るものにつ いては、同 欄に対応す る市町村の 欄に掲げる 市町村を除 く。)	
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)

改 正 後			改 正 前		
1 6 • 1 1 7			1 6 • 1 1 7		

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第四条関係

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表 (第二条関係)			別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 2 6	(略)	(略)	1 ～ 2 6	(略)	(略)
2	<p>一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第五条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項（法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項及び第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第一項ただし書<u>及び第三項ただし書</u>、第二十一条第一項から第四項ま</p>	戸田市	2	<p>一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）、容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第五条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項（法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項及び第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第一項ただし書<u>及び第三項第一号</u>、第二十一条第一項から第四項まで、</p>	戸田市

改 正 後				改 正 前			
7	<p>で、第二十二条第一項第一号、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、<u>第三十五条第一項ただし書、第三十九条の十第一項後段</u>、第五十二条第二項並びに第五十六条の二の規定による届出の受理</p> <p>3～18 (略)</p> <p>19 法<u>第三十九条の十二後段</u>の規定による危害予防規程の提出の要求</p> <p>20～53 (略)</p>			7	<p>第二十二条第一項第一号、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、<u>第三十五条第一項第一号、第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項後段</u>、第五十二条第二項並びに第五十六条の二の規定による届出の受理</p> <p>3～18 (略)</p> <p>19 法<u>第三十九条の二十三後段</u>の規定による危害予防規程の提出の要求</p> <p>20～53 (略)</p>		
2 8 ～ 1 1 7	(略)	(略)		2 8 ～ 1 1 7	(略)	(略)	